

福井県議会委員会条例の一部を改正する条例(案)

福井県議会委員会条例(昭和四十八年福井県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員会の名称、委員定数および所管)</p> <p>第二条 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりとする。</p> <p>一 総務教育委員会 十人</p> <p>総務部、未来創造部、会計局、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会 および監査委員の所管に属する事項ならびに他委員会の所属に属しない事項</p> <p>二 厚生委員会 九人</p> <p>防災安全部、エネルギー環境部および健康福祉部の所管に属する事項</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数および所管)</p> <p>第二条 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりとする。</p> <p>一 総務教育委員会 十人</p> <p>総務部、地域戦略部、会計局、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会 および監査委員の所管に属する事項ならびに他委員会の所属に属しない事項</p> <p>二 厚生委員会 九人</p> <p>安全環境部および健康福祉部の所管に属する事項</p> <p>三・四 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年五月二十二日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の福井県議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定による常任委員会の委員、委員長または副委員長である者は、この条例の施行の日に、それぞれ改正後の福井県議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定による常任委員会の委員、委員長または副委員長に選任され、または互選されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による常任委員会において審査中の事件は、この条例の施行の日に、それぞれ新条例の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

提案理由

福井県の部制に関する条例の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。